

民 事 訴 訟 法

(問 題)

2023 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（80 点）

Xは、横浜市に居住し、スポーツジムのインストラクターを職業としていた。Xは、2021 年深夜、自転車で帰宅途中、横浜市内の住宅地の駅周辺の交差点で、東京都に居住するY運転の自動車と接触事故を起こした（以下「本件事故」という。）。本件事故で、Xは自転車ともども飛ばされて地面にたたきつけられたことで右足骨折及び頸椎損傷の傷害を負い、歩行困難となる重篤な後遺症が残存する結果となった。現在Xは、移動には車いすを用いなくてはならず、インストラクターとしての仕事を続けることができない状況となった。

そのため、XはYに対し、本件事故について損害賠償を求めたところ、Yは、自己の側に過失のあった点、治療費や慰謝料に関しては争わなかったものの、インストラクターという職業が不安定なものであることを理由に、逸失利益に関してはXの主張よりもかなり低い損害額を主張し、交渉は先に進まない状態に至った。そこで、Xは、Yを相手に訴えを提起することを決意し、不法行為地を管轄する横浜地方裁判所に、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した（以下「本訴」という。）。その際、治療費は100万円、慰謝料は200万円、逸失利益は3,000万円中の2,000万円とし、合計2,300万円の請求をなしたが、当該請求は損害額の一部である旨を訴状において明示した。これに対し、Yは交渉時と同様に過失の点や治療費・慰謝料の額については争わなかったものの、逸失利益についてはやはり争う姿勢を示した。本訴の審理はその後進んだが、Xは、担当裁判官Aの態度などからして、インストラクターという仕事に対する理解が不十分であり、思うような賠償額が得られないのではと危惧するに至った。そうしたところ、友人から同様の事件に関し、東京地方裁判所では、被害者のインストラクターにかなり理解のある賠償額が認定されたとの情報を得た。そこで、Xは、本訴係属中にYの住所地を管轄する東京地方裁判所に本訴請求における逸失利益の残部であることを示し、不法行為に基づく1,000万円の損害賠償を求める訴えを提起した（以下「別訴」という。）。

〔設問〕

- （1）Yは、一部請求後の残部請求否定説の立場に立ち、Xの別訴は民事訴訟法142条に反し許されないと考えている。このYの立場では、どのような理由付けによって別訴が上記142条に反することになるのか、説明せよ。
- （2）（1）のYの立論に対して、最高裁の判例にしたがった場合、Xとしてはどのような反論が可能か。
- （3）（1）、（2）の議論を踏まえて、本問における民事訴訟法142条の適用・不適用に関し、自分の考えるところを述べなさい。

〔以下余白〕